
令和4年第6回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月7日(火) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-2・3-3会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
出席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局 事務局長 北代 幸介
事務局 係長 瀬戸 美里

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第16号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第17号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第18号 令和4年度農用地利用集積計画書（案）について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和4年 第6回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達しています。ただいまから令和4年第6回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、7番：横山委員さん、8番：浅野委員さんを指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第16号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第16号の1号、申請人：■■■■さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきましては上深野公民館から南西に180m程行ったところにある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■在住の■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第16号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第16号の2号、申請人：■■■■さんの件につきまして、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきましてはセブンイレブン椎田白田店から北西に500m程行ったところにある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■在住の■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第16号の3号、申請人：■■■■さんの件につきまして、小野委員さんから説明をお願いします。

9番（小野委員） この案件につきましては天徳寺周辺にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■在住の■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第16号の4号、申請人：■■■■さんの件につきまして、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきましては上別府学習等共用施設から北に50m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■在住の■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第16号の5号、申請人：■■■■さんの件につきまして、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきましては築城郵便局から南西に50m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんと■■■■■在住の■■■■■さんが、■■■■■在住の■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第16号の6号、申請人：■■■■■さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきましてはデイリーヤマザキ築上安武店から南に200m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが、■■■■■在住の■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの6番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の6については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第16号の7号、申請人：[]さんの件につきまして、出口委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては広域農道小山田交差点から南西に500m程行った所にある農地で、今年3月に空き家に付属する農地に指定した案件です。今回、[]在住の[]さんが[]在住の[]さんから空き家と一緒に売買にて取得し、農地管理をするものです。農用地利用計画書、取得農地を3年以上耕作する旨の誓約書も添付しており、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの7番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の7については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第16号の7、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第17号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第17号の1、申請人：[]さんの件について

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第17号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第17号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第18号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第18号「令和4年度農地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農業耕作者・管理者名義変更届出 13件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和4年第6回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和4年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

7番委員（横山 員伸 委員）：

署名委員

8番委員（浅野 正博 委員）：
